

## 入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

令和7年7月9日

香川教育委員会教育長 淀谷 圭三郎

### 1 入札に付する事項

#### (1) 委託業務名

香川県立特別支援学校給食調理業務（東・中・西グループ）

#### (2) 委託業務の内容

仕様書（東・中・西グループ）による

#### (3) 委託業務の実施場所

仕様書（東・中・西グループ）による

#### (4) 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

#### (5) 入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準(物品等)（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

### 2 契約書作成の要否

要

### 3 電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時に電子入札システム又は電子メールにより提出すること。

#### 【電子入札システムにて提出する場合】

入札書提出画面において、「添付資料」欄に添付すること。

#### 【電子メールにて提出する場合】

下記メールアドレスに令和7年8月21日午後5時までに提出すること。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（案件名）」とすること。

提出先：tokubetsushien@pref.kagawa.lg.jp

### 4 契約の内容を示す日時及び場所等(入札説明書、仕様書及び各種様式（以下「入札説明書等」という。）の交付等)

#### (1) 入札説明書等の交付

令和7年7月9日から令和7年7月22日まで（香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分～午後5時15分）

郵便番号760-8582

香川県高松市天神前6番1号  
香川県教育委員会事務局特別支援教育課 総務・施設担当  
電話番号087-832-3756  
FAX番号087-806-0232

※入札説明書等の交付を希望する者は、別紙の入札説明書等交付申請書を提出すること。

郵便等での交付を希望する者は、次のとおり、郵便又は信書便により交付を受けることができる。

ア 請求期限 令和7年7月18日 午後3時必着

イ 請求先 4の(1)に示す場所

ウ 請求方法 郵便の場合は書留とし、信書便の場合は書留に準ずる方法に限る。

エ 請求者が用意するもの

- ① 入札説明書等交付申請書
- ② 返信用封筒(入札者の所在地を記載した角形2号封筒)
- ③ 返信用切手 180円分

オ アからエまでのすべての条件がそろっていない場合は、郵便または信書便による入札説明書の交付をしない。

## (2) 現地見学会の開催

現地見学会の参加を希望する場合は、令和7年7月11日午後5時までに4の(1)に示した場所に対し現地見学会参加申込書を提出すること。提出は、FAXによる送付又は電子メールによる送付も可とする。ただし、FAXで送付する場合は、必ず電話により着信確認を行うこと。

また、参加人数は1事業者につき2名までとし、調理場に立ち入る場合は、最近1箇月以内の検便検査結果(検査項目は、赤痢菌、サルモネラ菌及び腸管出血性大腸菌0-157とする。)、清潔な衣服(白衣及び帽子)及び調理用靴を準備すること。

### 現地見学会の日時及び場所

- ・ 令和7年7月15日 9時～ 香川東部支援学校(さぬき市長尾西475番地)
  - 聴覚支援学校(高松市太田上町513番地1)
  - 視覚支援学校(高松市扇町二丁目9番12号)
- ・ 令和7年7月16日 9時30分～ 香川中部支援学校(高松市田村町784番地)
  - 高松支援学校(高松市田村町1098番地1)
- ・ 令和7年7月16日 13時00分～ 香川西部支援学校(観音寺市出作町字池下712番地)

## 5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和7年7月23日午後5時までに、4に示した場所に対し文書で行うこと。FAXによる送付も可とする。ただし、FAXで送付する場合は、必ず電話により着信確認を行うこと。

回答は、令和7年7月25日午後5時までに、質問者及び本公告に係る入札説明書の交付を受けた者全員にFAXまたはメールで送付する。

## 6 入札及び開札

### (1) 電子入札システムによる入札書の提出締切日時

令和7年8月21日 午後5時

### (2) 開札の日時

令和7年8月22日 午前10時

(3) 開札の場所

香川教育委員会事務局特別支援教育課

7 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札の可否

否とする。

8 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和7年8月1日17時までに入札保証金減免申請書を4に示した場所に提出すること。審査の結果は、令和7年8月8日までに通知する。なお、郵便の場合は書留とし、信書便の場合は書留に相当する方法に限る）すること。

9 入札者の参加資格

次に掲げる要件すべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。

(3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者

(5) 本公告に係る入札説明書等の交付を受けた者であること。

(6) 本公告に示した委託業務に係る円滑な実施の体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 本公告に示した委託業務を、当該委託業務と種類及び規模をほぼ同じくする業務実績調書により、入札説明書等で指定する内容どおり確実に実施することができることを証明した者であること。

(8) 契約締結時において、(1)、(3)及び(4)の要件をすべて満たす履行保証人を確保できる者であること。

10 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、9の(6)及び(7)の要件をすべて満たすことを証明する書類を令和7年8月1日午後5時までに、4に示した場所に提出（郵送の場合は、令和7年8月1日午後5時までに必着。なお、郵便の場合は書留とし、信書便の場合は書留に相当する方法に限ることとし、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和7年8月8日午後5時までに通知する。

審査に合格した者は、総合評価審査書類提出書に必要書類を添えて、令和7年8月19日午後5時までに、4の(1)に示した場所に提出（郵送の場合は、令和7年8月19日午後5時

までに必着。なお、郵便の場合は書留とし、信書便の場合は書留に相当する方法に限る）すること。

#### 11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

#### 12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

#### 13 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った入札者であって、別記の香川県立特別支援学校給食調理業務等委託業務に係る落札者決定基準の評価方法により得られた各委員の得点の合計に、入札価格の得点を加えて得た合計点数の最も高い入札者を落札者とする。

入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

#### 14 契約締結の期限

落札者は、県から契約書案の送付を受けた日から5日（休日の日数は、算入しない。）以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

#### 15 予約完結権の譲渡の禁止

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

#### 16 その他

(1) 詳細は、入札説明書による。

(2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合がある。

別記

香川県立特別支援学校給食調理業務等委託業務に係る落札者決定基準

1 総合評価

総合評価の点数は、1,000点満点とし、点数の配分は、総合評価審査書類の技術点600点、価格点400点とする。

(1) 総合評価審査書類の評価項目、評価基準及び配点等は次のとおりとする。

評価項目		評価のポイント	配点
1 入札参加事業者に関する評価			20
ア	経営基盤	財務諸表等から判断し、経営基盤が安定していると認められるか。	5
イ	組織体制	事業実施に必要な人員・組織体制が整備されるとともに、調理当日の欠員等への対応も含め柔軟かつ適切に業務管理を遂行できる体制を有していると認められるか。	5
ウ	業務実績	学校給食調理業務の受託実績があるか。特別支援学校における給食調理業務が適切に遂行できる技術やノウハウを有していると認められるか。過去3年間に給食業務で行政処分を受けていないか。	10
2 給食調理等事業内容に関する評価			80
ア	特別支援学校における学校給食に対する基本的な考え方	特別支援学校の児童生徒については、障害の種類と程度が多様であり、身体活動レベルも様々であることから、その状況を十分理解し、児童生徒の態様に応じた、きめ細かな学校給食調理業務を遂行できると認められるか。	10
イ	調理業務等実施体制	学校毎の学校給食の状況に応じて、現場責任者、副責任者又は調理従事者について、仕様書に示された資格等を含め、適切な人員を配置し、安定的な給食調理業務を遂行することができると認められるか。	10
ウ	調理業務等の円滑な運営	各学校の調理場の状況を踏まえ、アレルギー対応食等の特別食も含めた、円滑な給食調理業務を遂行するノウハウを有していると認められるか。	10
エ	研修体制・資質向上の推進	調理業務従事者を対象に、食品衛生、衛生管理等に関する研修を実施しているか。また、積極的に調理師免許等の取得を推進していると認められるか。	5
オ	給食調理業務委託の安定的な移行方策	給食調理業務が安定的に既受託業者から移行できるよう独自の工夫が認められるか。	5
カ	食材調達	食材費単価を下回らない金額を食材料購入に充てるとともに、安心・安全な食材調達に努めることはもとより、県産品の利用率の向上に努めることが認められるか。	10
キ	衛生管理	「学校給食衛生管理基準」、「大量調理施設衛生管理マニュアル」、「調理場における洗浄・消毒マニュアルPart I・Part II」、「調理場における衛生管理&調理技術マニュアル」、「学校給食調理従事者研修マニュアル」、「学校給食衛生管理基準の解説－学校給食における食中毒防止の手引き－」等に準じた衛生管理が行われると認められるか。	10
ク	危機管理	食中毒やアレルギー反応、異物混入等の事故及び震災等が発生した場合の対応方法について、独自のマニュアル等が整備されている等、適切に対応できる体制が整備されていると認められるか。	10
ケ	学校との連携	学校との緊密な連携に努め、学校運営に協力的であると認められるか。	10
計			100

委員6名  
で  
合計 600  
点

評価基準		
大変優れている：10点（5点）	優れている：8点（4点）	普通：6点（3点）
やや劣っている：4点（2点）	劣っている：2点（1点）	

(2) 価格点は、次の算式による。なお小数点以下第一位以下の端数があるときは、これを四捨五入し整数とする。

評価項目	評価基準	配点
価 格	価格点 = $400 \text{点} \times (1 - (\text{入札価格} \div \text{予定価格} (\text{税抜})) )$	400
計		400

## 2 総合評価審査書類の評価方法

総合評価審査書類の評価は、評価項目ごとに、次表の判定基準により行う。

評価基準	点数
大変優れている	10点(5点)
優れている	8点(4点)
普通	6点(3点)
やや劣っている	4点(2点)
劣っている	2点(1点)

## 3 下限の点数の設定

下限の点数を400点とする。この点数を満たす入札者がいないときは、落札者なしとする。